

# (参考) 政府機関統一基準の概要②

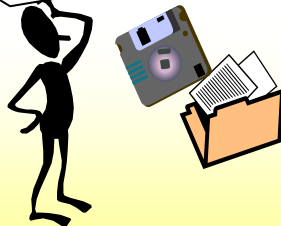
## 第3部 情報についての対策

※ 主に情報システムの利用者が実施する対策  
 遵守事項数: 45(基本:41、強化: 4)

格付けに応じて対策を実施(第4~6部も同様)

### 【情報の格付け】

機密性、完全性、可用性のレベル  
 取扱制限の有無

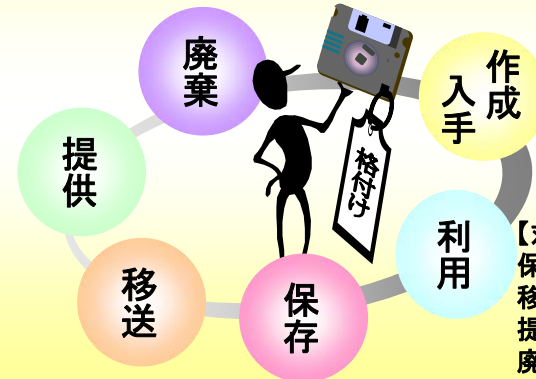


### 【格付けの明示】



どの程度の保護が必要かを決定 情報の利用者における意識の共有

### 【情報のライフサイクルに則した対策】



【対策の内容】  
 保存: 適切な媒体管理  
 移送: 情報の暗号化  
 提供: 許可・届出  
 廃棄: 確実な抹消 等

## 第4部 情報セキュリティ要件の明確化に基づく対策

※ 主に情報システムの管理者が実施する対策  
 遵守事項数: 129(基本:89、強化:40)

### 【情報システムにおいてセキュリティ機能の必要性を検討】

- 主体認証機能
- アクセス制御機能
- 権限管理機能
- 証跡管理機能
- 保証のための機能
- 暗号・電子署名に係る機能



### 【様々な脅威による影響を検討】

- セキュリティホール対策
- 不正プログラム対策
- サービス不能攻撃対策



### 【情報システムのセキュリティ要件に係る検討】

情報システムのライフサイクル(計画、設計、構築、運用、監視、移行、廃棄、見直し)に則し、セキュリティの観点から考慮すべき要件

